

過誤申立書（堺市の障害児通所給付費等）にかかる電子申請の開始について

堺市障害福祉サービス課

各事業所におかれましては本市障害福祉サービス事業に多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。さて、標記の件について、本市の「電子申請システム」を利用した受付を開始します。

「過誤申立書を電子申請した場合の運用フロー」を記載しておりますのでご一読ください。

なお、操作方法等でお困りでしたら以下にご連絡ください。

【問い合わせ先】 障害福祉サービス課 認定給付係 (TEL072-228-7510)

今後のスケジュール

■ 過誤申立書（2月同月過誤）から

従来の紙での郵送に加えて、電子申請も可能となります。

（紙での郵送か電子申請か必ずどちらか1つの方法で申請してください。）

■ 提出書類

（ファイルの形式はExcel またはPDF）

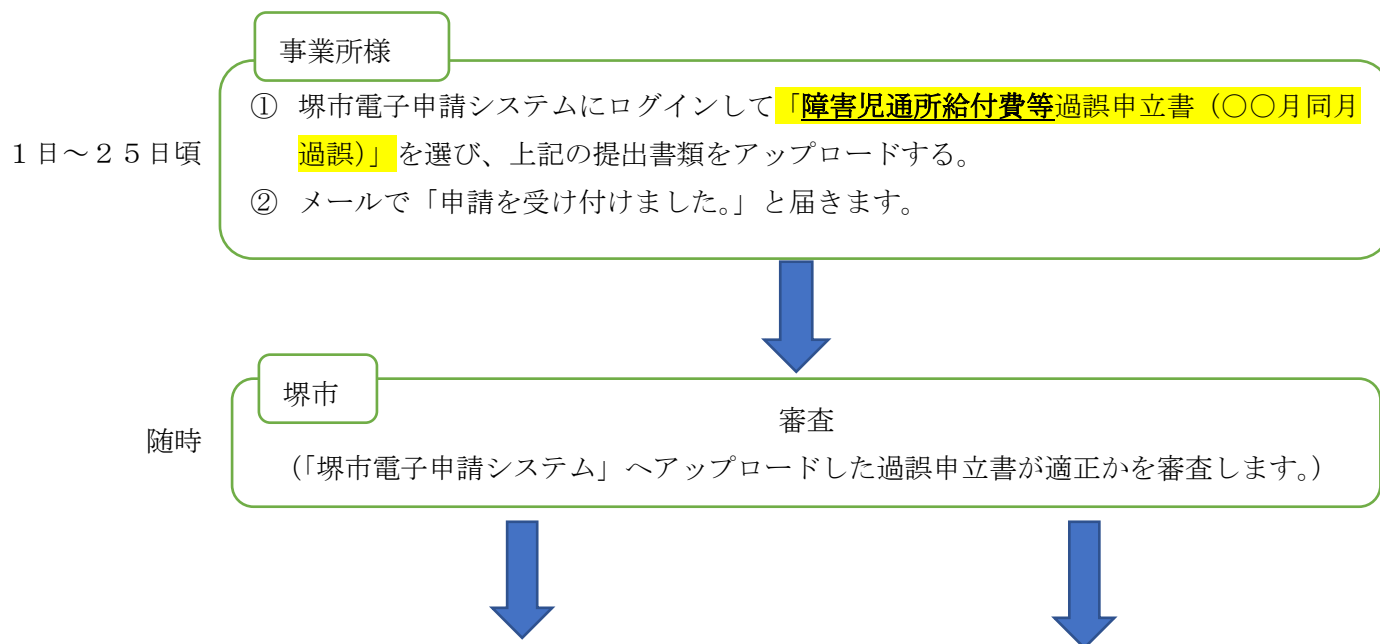
- ① 「過誤申立書」 (申立コード、申立事由を必ず記載してください。)
- ② 「正しい内容の明細書」と「誤った内容の明細書」（取り下げのみの場合は、誤った内容の明細のみ）
- ③ 「実績記録票原本のコピー」

（支給量オーバーや請求漏れ・記載誤り（欠席加算の重複利用等）など、実績記録票に変更がある場合のみ）

※明細書及び実績記録票の添付がない場合、または書類に不備がある場合は再度申請をしていただきます。

締め切り間際に電子申請された場合は間に合わない可能性もありますので、あらかじめ余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

過誤申立書を電子申請した場合の運用フロー



【エラーがあった場合】

随時

メールで「お手続きが継続できません」
と届きます。

【エラーがない場合】

メールで「お手続きが完了しました」
と届きます。

過誤申立手続きは完了です。



事業所様

1日～25日頃

- ① エラーを修正して、堺市電子申請システムにログインして「過誤申立書（〇〇月同月過誤）」を選び、修正した上記の提出書類を再度アップロードする。
- ② メールで「申請を受け付けました。」と届きます。



堺市

随時

審査（修正分）

（「堺市電子申請システム」へアップロードした過誤申立書が適正かを審査します。）



【エラーがなくなった場合】

随時

メールで「お手続きが完了しました」
と届きます。

過誤申立手続きは完了です。